

内閣官房からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
90	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地向かうことができず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地により早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地向かう方法をとらざるを得ない状況である。このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	緊急事態知覚後、消防・警察などが現地において、一連の緊急的措置を行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整委員が迅速に現地に到着することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等では、必要と認める地域の住民に対し、退避をすべき旨の指示や、第114条で定める警戒区域の設定では、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命じることができることとなっていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、市としての指示を早期決定することが可能となり、市民の被害を最小限にとどめることができる。	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条1項	内閣官房、警察庁	さいたま市		日高市、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県	○現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地向かうことができず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等や、第114条で定める警戒区域の設定は、都道府県知事も指示等を行うことができるとされていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、市としての指示を早期決定することが可能となり、市民の被害を最小限にとどめることができる。 ○方が一テロ事案等が発生した場合、県としては、迅速かつ的確な初動対応のため、現地調整所の設置の有無に関わらず現地方面(警察や消防の現地指揮所等)に職員を派遣し、情報収集や現地における関係機関との調整を行うこととなるが、緊急自動車の指定により、目的地までの到着時間が短縮されると考えられる。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条において、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするために必要な場合には、国民の保護のための措置を実施するために必要な車両(緊急通行車両)以外の車両の通行を禁止又は制限することができることとされている。現地調整所の迅速な設置のために地方公共団体が使用する自動車は「国民の保護のための措置を実施するために必要な車両」として緊急通行車両に当たるため、当該用途の的確かつ迅速な実施は現行法令の通行の禁止又は制限の規定により担保されていると考えられることから、緊急自動車の対象とする必要はない。